

## 国家緊急事態とは何か

渡辺利夫 (拓殖大学学事顧問)

一九三九年、山梨県生まれ。七〇年、慶應義塾大学大学院経済学研究所博士課程修了。経済学博士。筑波大学・東京工業大学教授などを歴任。拓殖大学国際開発学部学部長、学長、総長などを経て、二〇一五年十二月より現職。

対策特別措置法が成立して首相による緊急事態宣言の発出が可能となった。小稿の執筆時点(四月六日午後)で宣言発表は秒読みの段階に入っている。新型コロナウイルスの拡散に国民が怯え始めてからもうかなりの時間が経つのに、この期に及んで宣言とは後手ではないかと懸念する人が少なくなからう。

しかし、後手に回るのも無理もない。何しろわが国には国家緊急事態に関する憲法規定が存在しない。平時の備えで対処するしかない。宣言が出されても、措置の大半は「要請」から「指示」にいたるのがせいぜい、罰則は例外的であり、私権制限にも「必要最小限」の縛りがかかる。

東日本大震災時にも災害緊急事態の布告はなく、重大緊急事態に対処する安全保障会議さえ開かれなかった。民主党政権の不作為は責められるべきだが、緊急事態に関する憲法規定が存在しないという法体系の不備に根因がある。大震災の悲劇を顧みて、憲法不備が真剣に問われるのかと思いきや、手付かずのまままで今回のコロナ拡散にいたった。

西修教授によれば、教授が調べあげた世界九八カ国の憲法のうち、緊急事態対処規定を設けていない国は、日本以外には皆無だという。「緊急」とは、重大かつ即座に対応しなければならぬという意である。緊急の対語はおそらく「悠長」であろう。われわれはみずから貪ってきた悠長な安逸のツケをこれから支払わねばならない。平和主義の名のもとにこのツケをなお払わないというのであれば、「平和」も「平時」もともに失わざるを得ない。目を凝らせば、サイバー攻撃があり、テロリズムがあり、尖閣諸島への中国公船による侵犯があり、首都直下型地震や南海トラフ地震の発生の危険性が迫る。

人権・私権の尊重が日本国憲法の基本であるのもとよりだが、緊急事態でなお人権・私権を守り抜くというのであれば、人権・私権それ自体が修復不能なほどに毀損されてしまいかねない。収束しなかったパンデミックはない。コロナ収束後、その時こそは国家緊急事態を憲法条項に盛り込もう。国民よ、そう臆を固めようではないか。